

(記入例)

様式第3 (第52条関係)

第一種フロン類充填回収業者のフロン類充填量及び回収量等に関する報告書

〇〇年〇月〇日

石川県知事 〇〇 〇〇 殿

注) 前年度に第一種特定製品に充填した量、回収した量等について記載してください。

充填及び回収等の実績がない場合であっても、報告する必要があります。

石川県内で充填及び回収した量等を取りまとめて報告してください(石川県外での充填及び回収量等は含めないでください)。

報告締切は毎年度5月15日です。

(郵便番号) 920-8580

住所 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

氏名 〇〇〇〇株式会社

代表取締役 回収 一郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

登録番号 17A〇〇〇〇〇

(担当) 充填 次郎
076-000-0000

フロン類の使用が合理化及び管理の適正化に関する法律第4

「設置」
製品の設置の際の追加充填
「設置以外」
「設置」以外の整備の際の充填(回収後に再び戻した量は除く)

「整備」
製品の整備時の回収(回収後に再び戻した量は除く)
「廃棄等」
製品の廃棄や譲渡時の回収(中古品としてそのまま再利用する場合は廃棄等に該当しない)

記載内容について連絡する場合がありますので、担当者名及び連絡先を記載してください。

(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
5 台	10 台	1 台	2 台	6 台	12 台
5 kg	25 kg	5 kg	5 kg	10 kg	30 kg
(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
10 台	20 台	20 台	5 台	30 台	25 台
15 kg	25 kg	8 kg	12 kg	23 kg	37 kg
③ 年度当初に保管していた量				2 kg	10 kg
④ 第一種フロン類再生業者に引き渡した量				0 kg	0 kg
⑤ フロン類破壊業者に引き渡した量				20 kg	47 kg
⑥ 法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量				1 kg	0 kg
⑦ 第49条第1号に規定する者に引き渡した量				0 kg	0 kg
⑧ 年度末に保管していた量				4 kg	0 kg

HCFC		(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外

「年度当初に保管していた量」
前年度4月1日時点の保管量(昨年度報告の「年度末に保管していた量」と同じ値になります)

「第一種フロン類再生業者に引き渡した量」
国の許可を受けた第一種フロン類再生業者に引き渡した量

「フロン類破壊業者に引き渡した量」
国の許可を受けたフロン類破壊業者に引き渡した量

「法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量」
自らが回収したフロン類を適正な方法で再生し、その後自ら充填した量

「第49条第1号に規定する者に引き渡した量」
現在、石川県では「第49条第1号に規定する者」の認定はありません

「年度末に保管していた量」
前年度3月31日時点の保管量(来年度報告の「年度当初に保管していた量」になります)

必ず裏面もご確認ください。→

HFC						
	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
HFCを充填した第一種特定製品の台数	2 台	3 台	3 台	7 台	5 台	10 台
⑰ 充填した量	5 kg	15 kg	5 kg	15 kg	10 kg	30 kg
	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
HFCを回収した第一種特定製品の台数	1 台	3 台	4 台	7 台	5 台	10 台
⑱ 回収した量	1 kg	2 kg	5 kg	10 kg	6 kg	12 kg
⑲ 年度当初に保管していた量					0 kg	0 kg
⑳ 第一種フロン類再生業者に引き渡した量					0 kg	0 kg
<div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> 発行した確認証明書に記載された台数の合計となり、不法投棄や災害等の特殊なケースを除き、“0”あるいは小さな値となります。 </div>					6 kg	10 kg
					0 kg	0 kg
					0 kg	0 kg
					0 kg	2 kg

法第41条の規定によりフロン類が充填されていないことの確認を行った第一種特定製品の台数	(1) エアコンディショナー	(2) 冷蔵機器及び冷凍機器	(3) 合計
	台	台	台

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 原則として、②+③=④+⑤+⑥+⑦+⑧、⑩+⑪=⑫+⑬+⑭+⑮+⑯、⑱+⑲=⑳+㉑+㉒+㉓+㉔となるようにすること。
 - 3 第49条第2号に該当する場合にあつては、引渡し及び返却の年月日、申請者の氏名又は名称及び住所並びにフロン類の種類ごとの量を記載した書面を添付すること。

必ず確認して提出すること。